

第 19 号議案

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の件

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	名称	位置	使用の対象となる自動車の種類
神戸市 神戸駅 南駐車 場	神戸市中央 区東川崎町 1丁目市道 神戸駅裏線 路面下	普通自動車及 び自動二輪車	神戸市 和田岬 駅前駐 車場	神戸市兵庫 区和田宮通 5丁目市道 西出高松前 池線路面下	普通自動車及 び自動二輪車

神戸市 和田岬 駅前駐 車場	神戸市兵庫 区和田宮通 5丁目市道 西出高松前 池線路面下	普通自動車及 び自動二輪車
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

名称	駐車を開始 できる時間	駐車を終了 できる時間
神戸市神 戸駅南駐 車場	終日	終日
神戸市和 田岬駅前 駐車場	午前7時から 午後11時 まで	午前7時から 午後12時 まで
神戸市長 田北町駐 車場		
[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

名称	駐車を開始 できる時間	駐車を終了 できる時間
神戸市和 田岬駅前 駐車場	午前7時から 午後11時 まで	午前7時から 午後12時 まで
神戸市長 田北町駐 車場		
[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



改正後

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	午前7時から午後10時まで	入車の時から30分を経過するまでにあつては200円，入車から30分を経過した後にあつては15分につき100円	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）にあつては1,220円，日曜日及び土曜日並びに休日にあつては1,530円
	午後10時から翌日の午前7時まで	60分につき100円	
神戸市和田岬駅前駐車場		20分につき100円	1,020円
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第4（第5条関係）

改正前

別表第3（第4条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市和田岬駅前駐車場		20分につき100円	1,020円
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第4（第4条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類，利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸駅南駐車場	3,300円相当の回数駐車券 3,000円 5,500円相当の回数駐車券 5,000円	2,200円相当の回数駐車券 2,000円	午前7時から午後10時まで 26,480円	月曜日から金曜日の午前7時から午後10時まで 18,330円	午前0時から午前8時まで及び午後5時から午後12時まで 15,790円	30,560円
神戸市和田岬駅前駐車場		1,100円相当の回数駐車券 1,000円	午前8時から午後8時まで 12,220円		午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 8,150円	20,370円
神戸市長田北町駐車場		1,650円相当の回数駐車券 1,500円	午前8時から午後8時まで 13,240円	月曜日から金曜日の午前8時から午後8時まで 11,200円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 11,200円	19,350円
神戸市新長田駅前			午前7時から午後	月曜日から金曜日	午前0時から午前	20,370円

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類，利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
		昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市和田岬駅前駐車場	1,650円相当の回数駐車券 1,500円 3,300円相当の回数駐車券 3,000円 5,500円相当の回数駐車券	午前8時から午後8時まで 12,220円		午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 8,150円	20,370円
神戸市長田北町駐車場	5,000円相当の回数駐車券	午前8時から午後8時まで 13,240円	月曜日から金曜日までの午前8時から午後8時まで 11,200円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 11,200円	19,350円
神戸市新長田駅前駐車場		午前7時から午後9時まで 17,310円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後9時まで 14,260円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 10,190円	20,370円
神戸市舞子駅前駐車場		午前8時から午後8時まで 12,220円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後12時まで 8,150円		15,280円

駐車場		9 時まで 17,310 円	までの午 前 7 時か ら午後 9 時まで 14,260円	8 時まで 及び午後 8 時から 午後 12 時 まで 10,190円	
神戸市舞 子駅前駐 車場		午前 8 時 から午後 8 時まで 12,220 円	月曜日か ら金曜日 までの午 前 7 時か ら午後 12 時まで 8,150円		15,280円

備考 [略]

備考 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月28日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市神戸駅南駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

### (経過措置)

- 3 施行日前に神戸市道路公社により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。この場合における駐車料金については、当該回数駐車券及び定期駐車券の発行の時に徴収したものとみなす。

## 理 由

神戸市神戸駅南駐車場の神戸市への移管等に当たり、条例を改正する必要があるため。